

『任意後見人制度とは？』

～将来判断能力が不十分になった場合

「誰に」「何を」お願いするのかを、あらかじめ
契約によって自分で決めておく制度です～

日時：令和4年6月21日(火)

10:00～11:00

場所：光が丘7-7-5 集会所

参加費： 無料

講師：酒井 玲子様

**(NPO法人 成年後見推進ネットこれから理事長・
行政書士・社会福祉士)**

新型コロナウイルス感染症予防により安全に

参加できるようご協力をお願いします。

- ・自宅での体調チェック
- ・距離の確保
- ・マスクの着用
- ・手洗い、手指消毒

**★定員制にしています。参加希望の方は
下記へ申し込みをお願いいたします。**

光が丘南地域包括支援センター

☎ 03-6904-0312